

日程第二十

講案第二十六号 市道路線の認定について

日程第二十一

陳情第一号 市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第二十二

議案第二十七号 電気災害防止に関する意見書

日程第二十三

請願第一号 大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する請願書

願書

日程第二十四

議案第二十八号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第二十五

議案第二十九号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第二十六

議案第三十号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第二十七

議案第三十一号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第二十八

議案第三十二号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第二十九

議案第三十三号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第三十

議案第三十四号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第三十一

議案第三十五号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

午前十時一分 開議

○議長(小林菊三君)

ただいまから昭和五十六年第一回福生市議会定例会

第三日目の会議を開きます。

本日の議事進行に当たっては、お手元に御配付してあります日程の順序で進めますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(小林菊三君)

これより日程に入ります。

日程第一議案第七号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第七号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その改正理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

今回の主たる改正理由といたしましては、昭和五十六年度から議会の議員に

（松山）（坂田）（遠藤）（柳屋）（第一点）（第三点）議 七
おしきても一般の職員と同様に、三月期に期末手当を支給できるように改
めようとするものでございまして、本日御提案を申し上げた次第でござい
ます。内容につきまして御説明申し上げます。

まず題名を、従来、議会の議員の報酬、というより書き出しでござい
たけれども、議会サイドからも御指摘いただきましたように、今回の改正を機
に上へ「福生市」という三文字を挿入しようとするものでござい
ます。

次に第五各関係でございしますが、先ほど申し上げましたように、三月一日にも支給
したいということで、「三月一日」を第五各第一項中に加えていただくものでござい
ます。それから第二項でございしますが、これも従来六月と十二月の年二回の支
給ということになっておりましたけれども、新たに三月の支給に相なりますので、第二
項の四行目に、記載のとおり基準日以前三月以内というようにこの規定を
今回挿入したわけでございします。

具体的に申し上げますと十二月期、次び今度は三月期になります。したがって
その間が三月間ということになります。さらに三月期から六月期、これも当
然、三月間ということになりますので、そういった事項を挿入いたしましたので、この支給

に對する基準を規定しようとするものでございします。

さらに、この表にございしますように、在職期間、あるいはその間における割合、そういう
ものに対しては一般職の職員の給与各例と同様に今回三月と六月というように
区分をいたしました上に、次のページにございしますように、二月十五日でござい
ますが、三月未満というよりは在職期間の基準日の算定の、いわゆる計算が従来はな
かったわけでございします。それから六月期の場合の五月以上六月未満、それ
これにつきましての率を百分の八十というように規定を新しく設けました。これにより
まして従来百分の百、いわゆる全期間に在職された方につきましては百分の百で
ございしたけれども、次の段階におきましては百分の六十というように、いわゆる支給
割合になったわけでございしますけれども、今回の改正を機会にこの間にさらに一項設
けまして、在職の状況によりまして百分の八十というように新たにここへ挿入したわけ
でございします。

なお、改正の各各例の施行日は、附則に記載してございしますように、昭和五十六年
四月一日、実質的には昭和五十六年度の期末手当から適用して、ということ
とでございします。

非常に難駁でございましたけれども、原案どおり御確定くださるよう慎重に御審議をいたさしまして、ひとつ、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。
以上をもちまして、議案第七号につきましても、提案理由並びにその内容の説明にかえらせていただきます。

大変難駁で失礼いたしました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第二議案第八号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第八号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本改正案は、西多摩医師会との協定に基づきまして、福生市が行います昭和五十六年度の予防接種に従事していただきます医師に対する報酬を改正する必要がある御提案申し上げたものでございまして、その改正の内容といたしましては、

まず議案第七号と同様、題名を非常勤の特別職の職員云々の上に三文字「福生市」を挿入しよくとするものでございます。

なお先ほどの議案で申し落としたけれども、この「福生市」の表示がしてない例現がある若干残っております。それらにつきましては改正を必要とする機会に順次一応付しうまいというふうな考えでありますので、よろしくひとつ御了承を賜りたいと思います。

次に、先ほど申しましたように、報酬の改定の必要から別表その一の中でここに記載のとおり「日額一万八千円以内」というものが今回該当するわけでございますが、これを今回の改正によりまして「日額一万九千円以内」というふうに定めたいとするものでございます。

なお、附則におきまして、五十六年四月一日から本条例例は施行したいという内容でございます。

さきに推駁でござりましたけれども、議案第八号の説明にかんざせていただくます。よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林南三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

○二十三番(関 米吉君) 一つだけお尋ねしておきたいと思いますが、私の記憶違ひであるかは別ですけれども、従前はこういった非常勤の特別職のものは、いわゆる報酬審議会というふうなものによるところの特別職のものが決まった場合、それに右へならいというふうな形でもって出されてきたのが通例ではないかと思うわけです。

今回、ここでもこの部分だけ切り離して行うということになりますと従前のそういった報酬審議会等の他の職のものの場合におけるのは今後は切り離し措置していくという考えでこの時期に提案したと、こういうふうに理解していいのか、どうなのか、その辺の考え方だけちょっとお尋ねしたいと思っております。

○総務部長(浅見裕康君) この予防接種に對します医師に對する報酬につきましては従来のもので以前に医師会との協定によつて決定されてきておりまして、今年度も従来と同じような方法をとらせていただくということでござります。

他の、いわゆるその他の委員さんの報酬等につきましては、当然御指摘いただきましたし

たように特別職の報酬等審議会の答申を待ちまして、それを勘案して、やはり必要があればその部度改正するというような形をとっております。

これだけは、従来もいわゆる時期的な問題等でございます。あるいは、いわゆる他市との均衡上の問題、そういうものを含めまして、やはり、この時期にすでに御提案を申し上げて御議決をいただいたというようなことが実情でございます。

○二十三番(関 米吉君)　　しからば、その他非常勤特別職というのは、この場合においては医師だけのことであると、医師以外のその他の特別職は、では関係がないという形の答弁になつてくるでしょう。けれども、その他の特別職というのは医師だけでなく、ほかに関係ありませんか、全然ありませんか。

○議長(小林菊三君)　　暫時休憩いたします。

午前十時十三分　　休憩

午前十時三十分　　開議

○議長(小林菊三君)　　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君)　　不手際でございますことに申しわけありません。

いま御指摘いただきましたように、確かにその他非常勤特別職につきましては、この日額の項の中にもいうように、あるわけでございまして、そういう意味で御指摘いただきましたように一本化されているという形の条例の規定でございますので、今後はできるだけ細分化しまして、いわゆる条例の別表はこういうものを規定しているということ、は、できるだけわかりやすいような方法で今後の改正条例の機会に改めていきたいというふうに考えております。

実質的には、いわゆる先ほど答弁で申し上げましたような医師に対して報酬の支払ふ必要からの改正でございますけれども、確かにその他も含まれておりますので、そういう含みも確かにれども十分理解して条例の運用をしていかなければいけないということを感じております。今後とも改めたいと思いますので、ひとつ、よろしくお願ひ申し上げます。

(「はい、了解」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君)　　以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹之助君)　　この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第八号については、総務委員会に付託さ

れんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本会には総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第九号 福生市学校給食センター条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指巻をいただきましたので、議案第九号 福生市学校給食センター条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由

及び内容について御説明を申し上げます。

五十四年に四小の裏にございます給食センターの分室がわかげさまで完成し、また本年、第三小学校の裏にございます給食センターが完成されることに伴いまして、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、第二条を次のように改めるといふことでございまして、名称及び位置、第二条、センターの名称及び位置は、別表のとおりとするといふことでございしますが、改正前につきましては、第二条、センターは福生市牛浜六二番地に置く、このようふうになっておりましたが、このように改正したいと。それから、附則の次に次の別表を加えると、別表といたしまして名称、位置、福生市第一学校給食センター、福生市牛浜一六二番地、福生市第二学校給食センター、福生市大字福生一、二九〇番地。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、教育委員会規則で定めようとするものでございます。

大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本会に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本会には総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第十号福生市青少年問題協議会各条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十号福生市青少年問題協議会各条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

本条例の関係につきましては、一名を増員をしたというものでございまして、現在市民相談等でお世話になっております立川少年輔導所長の一名を追加しようとするものでございます。

内容としては、第三條第一項中「二十六人以内」を「二十七人以内」に、それから「二人」を「三人」に改めようとするものでございます。なお、この関係につきましては行政庁の職員二人ということになっておりますが、規約におきまして福生警察署署長、それから東京都児童副主事、それから立川少年相談所長を入れようとするものでございます。

なお第五本第四項中「会長事故あるときは」を「会長に事故があるときは」というふうに整備しようとするものでございます。
附則としまして、この条例は昭和五十六年四月一日から施行したいということでございます。

大変難解な説明でございましたが、慎重御審議いただまして、原案どおり御決定賜りますようお願いしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君)

この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第十号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。よって議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第五議案第十一号福生市営住宅等管理基金条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第十一号福生市営住宅等管理基金条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

市営住宅の建てかえ計画につきましては、議員各位の御指導と、それから不造住宅入所者の方々等の御協力によりまして着実に進行いたしております。

て、ここで新築木になりました四棟につきまして、三月五日から入居が開始されるところまで至っております。これまでの御指導、御協力に対しまして深く感謝申し上げます。

新築住宅の入居が開始いたしますとともに、新しい建物についても管理が始まるわけでございまして、この際、市営住宅の長期的展望に立ちました管理運営をし、住宅使用料収入の適正な運用をいたしましてこれからやっておりますことと、ここでございまして、ここに市営住宅管理のための基金を設けるべく条例の制定をお願い申し上げた次第でございします。

市営住宅の維持管理に要します費用は、基本的には住宅使用料を持って賄われることが望まれるわけでございますが、今回もさういふ意味で使用料の算定も、入居者の負担能力、それから家賃の水準とか、住宅の建設費とか、今後の維持管理、さういふものをさう慮いたしまして決定してまいりましたわけでございします。この点で、これまで木造住宅の維持管理につきましては使用料収入のほか、一般財源で実質的には維持管理の補てんをいたしてきております。市営住宅の維持管理をしていく上で必ずしも適切であったとは言えなかった

というふうに思われるわけでございします。

このため木造住宅につきまして、昭和

五十六年四月分より御案内のとおり使用料が改定いたしました。建てかえになりました新築住宅につきましても法令の基準にのっとりまして適正な使用料を決定してまいります。

このような経緯を経まして今後使用料が収入されてまいります。市営住宅の管理運営の長期的な視野に立ちまして検討してまいります。当面、新築の住宅につきましては直接的な経費といえます。管理上の事務費等程度で済むわけでございします。今後、建物の建築年数等の経過に連れま

して修理、修繕等の必要が出てきます。この場合にやはりできるだけさういふ

財源を今後留保していくという意味も含めまして、逆に申し上げますと、これが一般財源に対する一つの財政上の負担のかかるという問題もそれだけ回避で

きることとございまして、さういふ意味から、当面、維持管理費用の少ない時期にできる限り基金として積み立てをいたしまして、今後における市財政への圧迫を避けるというような意味、それから住宅を使用されます方々の受益に及びました負担によりまして住宅管理を適正にしていきたいとい

うをもちえを持てゐるわけでございます。

なお、今議会に御提案申し上げまして御稟議をいただいております。昭和五十六年度当初予算におきましても、当面、歳入と歳出の見合ひの中で実質的に六百二十三万六千円を基金に積み立てていただきまして計上させていただいております。

それでは、各条の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず第一条でございますが、これは基金の設置について定めておりまして、基金は市営住宅と市営住宅の共同施設の管理に要する資金に充てるために設けるということとを明らかにしております。

なお、本条例の題名の中に「等」という言葉がついてゐるわけですが、これは公住法の中でも、いわゆる市営住宅というものと共同施設というものを区別してあります。そういう関係で、市営住宅等ということと、これは共同施設が含まれてゐるという意味で、こういった題名を設けたわけでございます。

それから第二条は積立の額につきまして定めておりまして、積立の額は一般会計の予算の中で定めるとしてあります。

第三条につきましては基金の管理を定めてゐるわけでございますけれども、現金は、金融機関へ預金をしていただきます方法など、いわゆる最も適正、確実な、さらに有利な方法で管理をしていただくことを定めてあります。

第四条は基金の運用によつて生じた利益金、これにつきましては一般会計予算に計上しまして基金に編入いたしますことを定めてあります。

次に、第五条では基金の繰替運用を定めておりまして、財政上に必要が生じた場合におきましては、この基金に属しております現金を歳計現金に繰りかえて運用ができるというように規定をいたしております。この場合、確定な繰戻しの方法、期間、利率等を定め、実質的には行うということに相なります。

基金の処分につきましては、次の第六条で定めてあります。基金の処分は、

第一条の市営住宅及び共同施設の管理に要します資金、これに充てる場合のみで、それ以外は処分はできないというように規定をしております。次の第七条は基金条例を施行する上で必要な事項、これを市長が別に定める旨の委任規定でございます。